

# 経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		(名称)		(所在地)		経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権の始期	経営管理権の内容及び方法	備考
	仁保中郷集R4第2号	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口県山口市龜山町2番1号	(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面No.		
1	山口市仁保中郷字桑原	10121-1	1124林班D61-2	山林	1.3785	ヒノキ	38	79-85	別添2の①参照	
2	山口市仁保中郷字桑原	10121-1	1124林班D67-4	山林	1.3785	ヒノキ	38	79-85	別添2の①参照	
3									別添3参照	
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分の特定することとできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかの場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が、甲がその不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定められる経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該施設された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）  
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字桑原	10121-1	1124林班D61-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・ヒノキ等を1,000〜3,000本/haの密度で植栽を実施する。</li> <li>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</li> <li>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できるとする。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</li> <li>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できるとする。</li> </ul>
山口市仁保中郷字桑原	10121-1	1124林班D67-4	
所在	地番	森林簿林小班	

①

②



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村		經營管理權の設定を受ける森林の所有者(甲)		經營管理權の設定を受ける森林(ア)		面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	經營管理權の始期	經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理權に基づいて行われる經營の内の管理の内容及び方法	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお甲に支払われるべき金額(①)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	所在地	(名称)	山口市長 伊藤 和貴	(氏名又は名称)	地番	林小班										
仁保中郷集R4第4号	仁保中郷集R4第4号	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	10305	1125林班B38-2	山林	0.104	スギ	38	80・140	公告の日から	經營管理權を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
				10304	1125林班B38-1	山林	0.1018	スギ <small>その他広葉樹(スギ)</small>	94	80・140						
				10304	1125林班B38-2	山林	0.1018	スギ	38	80・140						
				10280	1125林班A21-0	山林	1.4142	ヒノキ	41	80・140						
				10275	1125林班A17-2	山林	0.4249	ヒノキ	43	80・140						
				10275	1125林班A17-3	山林	0.4249	ヒノキ	40	80・140						
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を設定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理実施権配分計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行う場合においては、第三者が当該立木への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。  
④ 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、乙がこれを行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金全額を乙に帰属させるものとするし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものと
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。  
④ 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、乙がこれを行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金全額を乙に帰属させるものとするし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものと

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫画

1 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		經營管理權の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)						經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權の開始 の日期	經營管理權 を设定した 日を含む年 度の初日から 起算して15 年を経過す る日まで。 2038.3.31	經營管理 權に基づ いて行わ れる經營 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
	仁保中郷 集R4第5号	山口市長 伊藤 和貴 (氏名又は名称)	山口市長 伊藤 和貴 (氏名又は名称)	山口県山口市龜山町2番1号 (所在地)	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種							
1	山口市仁保中郷字大影	11378	11974林#E105-0	山林	0.1607	ヒノキ	43	151					別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照		
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分特定することのできる図面を添付することにも、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に記載された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。  
(7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
  - ① 気象災害等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害による経営又は管理の不実施
 

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
 

経営管理権の存続期間の満了した場において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないこととし、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
  - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
 

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	
山口市仁保中郷字大影	11378	<p>                     &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)                      ○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。                      ○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。                      ○保育については、主伐後に植栽した立木の林輪が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。                      ○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。                      ○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)                      ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控え等、生物多様性に配慮するものとする。                      ○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。                      ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。                 </p>
		①
所在	地番	森林簿林小班
		②



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										備考
	所在地	地番	林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基いて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から徴収等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
1	仁保中郷 集R4第6号	10532	1165林班D57-0	山林	0.2976	ヒノキ	29	14-16-100	公告の日から	経営管理権を設定した年度を包含する年度の翌日から起算して15年を経過する日まで。 2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分特定することとする。備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取るとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に「経営注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
イ 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。  
(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないものと、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字平浴	10532	1165林班D57-0	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞ (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○主伐後の植栽については、地植え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</li> <li>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</li> <li>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞ (乙が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</li> <li>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
		森林簿林小班	

①

②



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者(甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営の内容及び管理の内容及び方法	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	仁保中郷集R4第7号	山口市長伊藤和貴(氏名又は名称)	山口市長伊藤和貴(氏名又は名称)	山口県山口市龜山町2番1号(所在地)	所在地	地番										
1	山口市仁保中郷字西松柄	10674-42	1170林班A1-2	山林	0.3566	ヒノキ	41	162	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照					
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 山口県山口市龜山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所

氏名(自署)



- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A)欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が若しく事実と相違する場合には、実面積を( )書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を持定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで2段書きにすること。
  - (5) (B)欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
  - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理実施権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- (5) 租税公課の負担  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（同その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
  - ② 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
  - ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあることを認め、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認め、第三者が当該立木
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
  - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
  - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
  - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものと

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたときは、当該支払を受けた額は、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。







別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 山口市長 伊藤 和貴		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号										
經營管理權を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	經營管理權の始期	經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理權に基いて行われる經營の內容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	山口市仁保中郷字大影	11395-1	1197林班D107-1	山林	0.5452	ヒノキ	42	151	公告の日から	經營管理權を設定した日を含む年度の翌日から起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、荒林並びに保青(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権分配計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権分配計画が定められる場合には、経営管理実施権分配計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権分配計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権分配計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者(同その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが明らかになった場合  
イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経代等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾することとし、なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字大影	11395-1	1197林班D107-1	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞ (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</li> <li>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</li> <li>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞ (乙が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</li> <li>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
		森林簿林小班	
	地番		
	所在		
②			





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

1 個別事項

經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 山口市長 伊藤 和貴 (氏名又は名称)		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)										
仁保中郷 集R4第9号		經營管理權を設定する森林の所有者(甲)		經營管理權の設定を受ける森林(A)										
整理番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	經營管理權 の始期	經營管理權 の存続期間 (終期) (B)	經營管理權 に基づいて行われ る經營の内の 管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
1	山口市仁保中郷字大影	11370	1197林班D95-3	山林	0.2728	ヒノキ	29	151	公告の日から	經營管理權 を設定した年 日を含む年 度の初日から 起算して15 年を経過す る日まで。 2038.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を設定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、森林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対しても同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に経営注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（余剰の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（甲その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
ア 甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された踏割その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあることを認めるときは、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災害等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字大影	11370	1197林班D95-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</li> <li>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</li> <li>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</li> <li>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
		森林薄林小班	





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	仁保中郷集R4第10号	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)		經營管理權の設定を受ける森林(甲)有者		乙が經營管理權の設定を受ける森林(A)						經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理權の開始の日期	經營管理權を設定した日を包含年度の初日から起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	經營管理權の内容(1)の範囲(1)	木材の販売による収益から伐採等による利益を控除して甲に支払われるべき金銭(1)の額の算定方法	乙が甲に支払うべき時期及び方法	備考
		山口市長 伊藤 和貴	(所在地) 山口市龜山町2番1号	面積 ha	地目	現況樹種	現況林齢	図面 No.										
1		山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-1	山林	0.6692	山林	ヒノキ	74	156				別添2の①参照	別添3参照			
2		山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-2	山林	0.6692	山林	ヒノキ	40	156				別添1の①参照				
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たに森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分の特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないこととし、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・ヒノキ等を1,000~3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できざる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できざる限りで行う。</p>
山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-2	
		森林簿林小班	

①

②

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班		
山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-1	<p>① 経営管理実施権が設定される場合 &gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>	
山口市仁保中郷字西松柄	10674-26	1171林班B24-2		
			<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合 &gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益はこのものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	
所在	地番	森林簿林小班		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。



# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	仁保中郷集R4第12号	經營管理權の設定を受ける市町村		伊藤 和貴		(所在地)		備考				
		(乙)	(甲)	(氏名又は名称)	(所在地)	山口県山口市龜山町2番1号						
經營管理權を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)										
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面No	經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
1	山口市仁保中郷字三ツケ谷	2860-2	1119林班A1-5	山林	0.1069	ヒノキ	55	70・79	經營管理權を設定した日を含む年度の初日から起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(Z)

住所 山口県山口市龜山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所

氏名(白署)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A)欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を( )書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで2段書きにすること。
  - (5) (B)欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受けられる権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定められる経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲は当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象炎等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字三ツケ谷	2860-2	1119林班A1-5	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
		森林簿林小班	

①

②



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	仁保中郷集R4第13号	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)		經營管理權を設定する森林の森林所有者(甲)		(名称)										備考
		山口市長 伊藤 和貴		山口県山口市龜山町2番1号		(所在地)										
		經營管理權の設定を受ける森林(A)		(住所又は所在地)												
番号	所在	地番	林小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	図面No	經營管理權の始期	經營管理權の存続期間(終期)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容(ウ)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお甲に支払われるべき金額(ロ)の額の算定方法	乙が甲にロを支払うべき時期及び方法			
1	山口市仁保中郷字横尾	12020	1112林班D98-1	山林	0.1111	その他広葉樹(スギ)	70	77	公告の日から	經營管理權を設定した年度を起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
2	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-2	山林	0.8686	ヒノキ	44	83								
3	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-3	山林	0.8686	ヒノキ	40	83								
4	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-4	山林	0.8686	ヒノキ	40	83								
5	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-5	山林	0.8686	アカマツ	60	83								
6	山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A8-0	山林	0.8686	スギ		83								
7	山口市仁保中郷字芝田	11968	1112林班A5-1	山林	0.0374	ヒノキ	41	83								
8	山口市仁保中郷字田床	2552	1117林班A5-0	山林	0.3067	スギ	3	67								
9	山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D119-1	山林	0.2403	スギ	49	76・77								
10	山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D120-2	山林	0.2403	スギ	50	76・77								
11	山口市仁保中郷字横尾	2522	1112林班D97-2	山林	0.1611	スギ	62	77								
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																



番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所

氏名(自署)



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を( )書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は詐欺等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことと認められる場合には、第三者が当該立木

甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容に甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することができず、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払が生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班		
山口市仁保中郷字横尾	12020	1112林班D98-1		<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000〜3,000本/haの密度で植栽を実施する。</li> <li>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</li> <li>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</li> <li>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-2		
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-3		
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-4		
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A5-5		
山口市仁保中郷字芝田	11969	1112林班A8-0		
山口市仁保中郷字芝田	11968	1112林班A5-1		
山口市仁保中郷字田床	2552	1117林班A5-0		
山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D119-1		
山口市仁保中郷字横尾	2526	1112林班D120-2		
山口市仁保中郷字横尾	2522	1112林班D97-2		
所在	地番	森林簿林小班		



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権の設定を受ける森林の有者(甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(ウ)	木材の販売による取益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(①)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所在地	(名称)	所在地	(氏名又は名称)	地番	地目											林小班
1	仁保中郷	山口市長 伊藤 和貴	11392	山林	1197林班D107-1	山林	0.3721	ヒノキ	42	151	公告の日から	経営管理権を設定した日を含まない年度の翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	集R4第14号	山口市長 伊藤 和貴	11392	山林	1197林班D109-2	山林	0.3721	ヒノキ	42	151							
3			11385	山林	1197林班D105-0	山林	0.2686	その他の広葉樹 (ヒノキ)	72	151							
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (Z)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を設定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (A) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けた者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の他の森林経営管理権集積計画に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が他の不正な手段又は詐欺等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあることを認め、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認める場合には、第三者が当該立木

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないこととし、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班		
山口市仁保中郷字大影	11392	1197林班D107-1		<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000本/3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市仁保中郷字大影	11392	1197林班D109-2		
山口市仁保中郷字大影	11385	1197林班D105-0		
所在	地番	森林簿林小班		



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村		經營管理權の設定を受ける森林の森林所有者(甲)		乙が經營管理權の設定を受ける森林(ア)		所在	地番	林小班	地目	面積 Ia	現況樹種	現況林齢	図面 No.	經營管理權の開始	經營管理權の存続期間(終期)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容(ウ)	木材の販売による取益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(①)の額の算定方法	乙が甲に①を支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	(名称)	(氏名又は名称)	(名称)	(氏名又は名称)																	
	仁保中郷集R4第16号	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴
1	仁保中郷集R4第16号	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市龜山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を設定することのできる図面を添付することにも、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに休養（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 委託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受けれる権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかの場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損傷を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知照するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権集積計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林小班		
山口市仁保中郷字上郷右衛門屋敷	10639-1	1171林班D48-0	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	
	所在	地番		森林簿林小班

①

②



別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権の開始の時期	経営管理権の期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による取去から伐採等に要する経費を控除して甲に支払われるべき金額 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	仁保中郷集R4第17号	山口市長 伊藤 和貴	氏名又は名称	氏名又は名称	所在	地番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.							
1	山口市仁保中郷字下棚田	10310	1125林班B57-1	林小班	山林	山林	0.5612	ヒノキ	38	140		公告の日から	経営管理権を設定した年を起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	山口市仁保中郷字寺島	10303-1	1125林班B38-1		山林	山林	0.1407	その他広葉樹 (スギ)	94	80・140								
3	山口市仁保中郷字寺島	10286	1125林班A29-1		山林	山林	1.5919	スギ	85	80・140								
4	山口市仁保中郷字平林	10270	1125林班A14-1		山林	山林	0.3256	その他広葉樹 (ヒノキ)	87	140・146								
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (Z)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を設定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところに従って、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林経営管理法規施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲がその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を遂行することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林において被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象炎等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林小班		
山口市仁保中郷字下棚田	10310	1125林班B57-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地植え後、スギ・ヒノキ等を1,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における unnecessary 伐採は配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における unnecessary 伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	
山口市仁保中郷字寺島	10303-1	1125林班B38-1		
山口市仁保中郷字寺島	10286	1125林班A29-1		
山口市仁保中郷字平林	10270	1125林班A14-1		
所在	地番	森林簿林小班		



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1. 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		經營管理權を設定する森林の所有者 (甲)		乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)					經營管理權の開始期	經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權に基いて行われる經營の内の管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等によりおとす利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	仁保中郷集R4第18号	山口市長 伊藤 和貴	山口市長 伊藤 和貴	山口市 亀山町 2番 1号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha						
1	山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林班D03-1	山林	0.8035	ヒノキ	75	69・78			經營管理權を設定した年度を初日として15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林班D03-2	山林	0.8035	ヒノキ	38	69・78							
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (Z)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A)欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B)欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。  
(3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。  
(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。  
(5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。  
(6) 経営管理権の設定等の条件  
ア 甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。  
(7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者により乙以外の者に設置させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことと認められる場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。  
(8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知照するものとする。  
(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、甲は当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林班D103-1	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞ (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞ (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林班D103-2	
		森林簿林小班	
	地番		
	所在		

①

②



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払わられるべき金銭(①)の額の算定方法

対象森林			所在地	地番	森林簿林小班	①
所在地	地番	森林簿林小班				
山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林班D103-1				<p>木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払わられるべき金銭(①)の額の算定方法</p> <p><b>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</b>                      【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】                      ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○利用間伐について甲に支払われる金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】                      ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】                      ○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権者から提示された見積額とする。                      ○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとする。                      ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口市が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとする。                      ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとする。                      ○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権者の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとする。</p> <p>【4. 留意事項】                      ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><b>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</b>                      【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】                      ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】                      ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市仁保中郷字平太迫	11756-1	1118林班D103-2				
所在地	地番	森林簿林小班				②

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	仁保中郷集R4第19号	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)		山口市長 伊藤 和貴(氏名又は名称)		所在地		面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面No.	經營管理權の開始の時期	經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理權に基いて行われる經營管理の内容(イ)	木材の販売による収益から伐採等において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
		經營管理權の設定を受ける市町村(乙)	經營管理權を設定する森林の有者(甲)	所在地	(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)												
乙が經營管理權の設定を受ける森林(A)																	
1	山口市仁保中郷字室路	11731-1	林小班	山林	0.7068	その他は不明(イナ)	75	70	經營管理權を設定した年度を含まず年度の初日から起算して15年を経過する日まで。2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照					
2	山口市仁保中郷字兼郷	11520	林小班	山林	2.9606	スギ	65	79									
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他の不正な手段又は詐欺等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。  
⑤ 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に臨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする）

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとしても、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字室路	11731-1	1119林班D59-0	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞ (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○主伐後の植栽については、地拵後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</li> <li>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</li> <li>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞ (乙が経営管理を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</li> <li>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
山口市仁保中郷字兼郷	11520	1124林班A8-2	
			①
所在	地番	森林簿林小班	
			②





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権を行使する期間 (C)	備考		
	所在地	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理権の始期					
1	仁保中郷 集R4第20号	山口県山口市仁保中郷字下山根	11470-1	1198林班B84-3	山林	1.8978	ヒノキ	41	5・10	公告の日から	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の用以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を設定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木等は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
ア 甲が仮りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者に施設を設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に施設を設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）  
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。  
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとす。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにあつて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字下山根	11470-1	1198林班B84-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者(民間事業者)が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、抑替え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
所在	地番	森林簿林小班	

①

②

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			所在	地番	森林簿林小班 1198林班B84-3
所在	地番	森林簿林小班			
山口市仁保中郷字下山根	11470-1				
			所在	地番	森林簿林小班

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】

○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。

○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

【2. 木材の販売収益の額の算定方法】

○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

【3. 伐採等に要する経費の算定方法】

○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。

○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けると同時に乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。

○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けると同時に乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。

○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けると同時に乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。

○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けると同時に乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された見積額とする。

【4. 留意事項】

○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなると、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。

○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】

○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。

【2. 留意事項】

○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。



# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の有者(甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)					経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権の範囲	経営管理権の始期	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(①)	木社の販売による収益から依採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の概算の方法	乙が甲に必要支払うべき時期及び方法	備考	
	所在地	(名称)	所在地	(氏名又は名称)	面積ha	地目	林種	現況林齢	図面No.								
1	仁保中郷集R4第21号	山口市長 伊藤 和貴	山口市仁保中郷字草岩	伊藤 和貴	0.8957	山林	ヒノキ	87	77	11912	1112林班C82-0	林小班	公告の日から	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分特定することの出来る図面を添付すること。備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (A) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取るとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
  - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかの場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア、甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
  - ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者に立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
  - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
  - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれを承諾することとし、乙が行うものとする。
  - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。し、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払が生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字草岩	11912	1112林班C82-0	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞ (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞ (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
		森林簿林小班	

①

②

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		森林簿林小班		①
所在	地番	所在	地番	
山口市仁保中郷字草岩	11912	1112林班02-0		
所在	地番	森林簿林小班		②

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

<経営管理実施権が設定される場合> (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】

- 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
- 利用間伐について甲に支払われる金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

【2. 木材の販売収益の額の算定方法】

- 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

【3. 伐採等に要する経費の算定方法】

- 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるときに当該主伐が実施された場合に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口県が定める森林環境保安整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権設定計画に添付された見積額とする。

【4. 留意事項】

- 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合> (乙が経営管理を行う場合)

【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】

- 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。

【2. 留意事項】

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

1. 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		伊藤 和貴 (氏名又は名称)		山口市長 伊藤 和貴 (所在地)		經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權の開始 の日期	經營管理權を設定した年度 の初日から起算して15 年を経過する 日まで。 2038. 3. 31	木材の販売による収益から役員等に要する経費を控除し、なお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	仁保中郷集R4第22号	經營管理權を設定する森林所有者 (甲)	所在地	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班B42-0	山林	0.266	スギ	73	77・83	別添2の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班B43-2	山林	0.266	ヒノキ	38	77・83	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												



番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、裏面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することにも、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
  - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところで、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- (5) 租税公課の負担  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (6) 経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
  - ① 甲は、甲が次のいずれかの場合には、この経営管理権集積積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を承諾することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせ、又は当該森林に設定された踏割その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
  - ① 気象災害等により当該森林において被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
  - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りに、甲の同意を要さずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴取する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班B42-0	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、スギ・ヒノキ等を1,000~3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班B43-2	
所在	地番	森林簿林小班	
			<p>②</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			森林簿林小班	地番	所在
所在地	地番	森林簿林小班			
山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班B42-0	森林簿林小班		
山口市仁保中郷字百合野	11942	1112林班B43-2			
			森林簿林小班		

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞(乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)

- 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】
  - 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
  - 利用間伐について甲に支払われる金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

【2. 木材の販売収益の額の算定方法】

- 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

【3. 伐採等に要する経費の算定方法】

- 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

【4. 留意事項】

- 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなると、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞(乙が経営管理を行う場合)

- 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】
  - 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。

【2. 留意事項】

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										備考		
	仁保中郷集R4第23号	山口市長 伊藤 和貴 (氏名又は名称)	所在地	経営管理権を設定する森林の有者 (甲)	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)		経営管理権について行われる経営管理の内容 (イ)	木材の販売による収益から伐採等による利益を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (ロ) の額の算定方法
1	山口市仁保中郷字一日田	2540-2	1112林班F155-3	原野	0.1176	スギ	59	76	公告の日から	経営管理権を設定した日を含む年度の初日から起算して15年を経過する日まで。 2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照				
2	山口市仁保中郷字一日田	2540-2	1112林班F160-2	原野	0.1176	ヒノキ	60	76									
3	山口市仁保中郷字一日田	2540-1	1112林班F155-3	山林	0.3124	スギ	59	76									
4	山口市仁保中郷字一日田	2540-1	1112林班F160-2	山林	0.3124	ヒノキ	60	76									
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分特定することのできる図面を添付することにも、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



## 2- 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取るとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
  - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された踏割その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
  - ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
  - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理集積計画に定めのない事項及びこの経営管理集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地替え後、スギ・ヒノキ等を1,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市仁保中郷字一日田	2540-2	林小班 F155-3	
山口市仁保中郷字一日田	2540-2	林小班 F160-2	
山口市仁保中郷字一日田	2540-1	林小班 F155-3	
山口市仁保中郷字一日田	2540-1	林小班 F160-2	
所在	地番	森林簿林小班	

①

②

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			地番	森林簿林小班	①
所在	日田				
山口市仁保中郷字一日田		2540-2	1112林班F155-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。</li> <li>○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</li> </ul> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</li> </ul> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な山口県が定める森林環境保安整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</li> </ul> <p>【4. 留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなると、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</li> <li>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (乙が経営管理を行う場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた収益は乙のものとする。</li> </ul> <p>【2. 留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul>	
山口市仁保中郷字一日田		2540-2	1112林班F160-2		
山口市仁保中郷字一日田		2540-1	1112林班F155-3		
山口市仁保中郷字一日田		2540-1	1112林班F160-2		
				②	
所在		地番	森林簿林小班		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）  
【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の有者(甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法	乙が甲に①を支払うべき時期、方法及び方法	備考
	(名称)	(所在地)	(名称)	(所在地)	面積 ha	現況樹種							
1	仁保中郷	山口市長 伊藤 和貴	10328-1	1125林班C62-0	1.4656	スギ	69	140	公告の日から	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	集R4第24号		10328-1	1125林班C63-0	1.4656	スギ	72	140	設定した日を含む年度の初日から起算して15年を経過する日まで。	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名 (自署)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することにも、備考欄にその旨を記載すること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売の収益(以下「販売収益」という。)を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務  
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかにかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等  
① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者に使用させ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を知するものとする。
- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)  
① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾することとし、甲はこれに承諾することとし、乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできなない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	
山口市仁保中郷字棚田	10328-1	1125林班C62-0	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地植え後、スギ・ヒノキ等を1,000～3,000本/haの密度で植栽を実施する。</p> <p>○保育については、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）</p> <p>○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市仁保中郷字棚田	10328-1	1125林班C63-0	
所在	地番	森林簿林小班	

①

②



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞（乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞（乙が経営管理を行う場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。